

MATSUE 観光戦略プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 松江市の観光振興の基本指針となる「MATSUE 観光戦略プラン 2023-2029」の進捗状況の評価・検証を実施するに当たり、観光振興や経済情勢について知見を有する者等から幅広く意見を求めるため、MATSUE 観光戦略プラン推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員は、観光振興や経済情勢について知見を有する者等から、市長が委嘱する。

2 委員は、11人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

(役員を選出方法)

第5条 委員長は委員の互選により選出するものとし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

(役員の職務)

第6条 委員長は委員会の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催等)

第7条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、「MATSUE 観光戦略プラン 2023-2029」の進捗状況の評価・検証について必要な提言を行う。

4 委員会に委員以外の専門的知見を有する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会は原則として公開する。ただし、委員会の審議内容が松江市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、又は委員会を公開することで適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、観光部観光振興課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月9日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。